

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
「戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の  
援護を行うこと」について

平成 22 年 8 月

社会・援護局援護課(西辻浩課長) [主担当]

社会・援護局援護企画課(吉野隆之課長) [戦傷病者援護関連]

## 1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

### 【政策体系（図）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること					
施策大目標分野	1	2	3	4	5
	ス の 生 活 困 窮 者 へ の 福 祉 サ ー ビ ス	ツ ー 地 域 社 会 の セ ン テ ー ネ	ス の 災 害 被 災 者 へ の 福 祉 サ ー ビ ス	の 福 祉 サ ー ビ ス の 人 材 養 成 等	援 護 戦 傷 病 者 等 の

### 施策中目標

1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
2	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること
4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

### 【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務の整理をすること

施策中目標1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

(関連施策)

特になし

### （予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（項）遺族及留守家族等援護費（全部）

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

（施策小目標１）戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと

（施策小目標２）戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えること

### （予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	50,452	45,958	42,275	37,293	32,992
（決算額）（百万円）	(49,685)	(44,471)	(40,082)	(集計中)	(－)

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合（％） （前年度以上／毎年度）	—	—	69.5% （通年）	69.9% （通年）	71.6% （4～12月 受付分） （集計中） （通年）
達成率		—	—	—	100.6%	102.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会・援護局援護課審査室調べ。</li> <li>・当該指標は、評価対象年度に受理したもののうち、受理後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合としており、平成21年度の数値については、平成21年度に受け付けた請求のうち、評価可能なもの（平成21年12月までに受付を行ったもの）により算出しています。年度を通しての数値については、平成22年10月を目途に取りまとめ予定です。</li> </ul>						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	援護年金受給者数（人）	26,035	23,781	21,210	18,985	16,902
2	戦傷病者手帳交付人数（人）	46,956	43,005	38,300	33,917	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考統計1は、社会・援護局援護課審査室調べ。</li> <li>・参考統計2は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）によるものであり、各年度の3月31日時点での数字です。なお、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月に公表の予定です。</li> </ul>						

#### 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

##### （１）施策小目標１「戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後６ヶ月以内に裁定を行った件数の割合（％）（前年度以上／毎年度） ※施策中目標に係る指標と同じ	—	—	69.5% （通年）	69.9% （通年）	71.6% （４～１２月 受付分） （集計中） （通年）
達成率		—	—	—	100.6%	102.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会・援護局援護課審査室調べ。</li> <li>当該指標は、評価対象年度に受理したもののうち、受理後６ヶ月以内に裁定を行った件数の割合としており、平成21年度の数値については、平成21年度に受け付けた請求のうち、評価可能なもの（平成21年12月までに受付を行ったもの）により算出しています。年度を通しての数値については、平成22年10月を目途に取りまとめ予定です。</li> </ul>						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	援護年金受給者数（人）	26,035	23,781	21,210	18,985	16,902
2	戦傷病者手帳交付人数（人）	46,956	43,005	38,300	33,917	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>参考統計1は、社会・援護局援護課審査室調べ。</li> <li>参考統計2は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）によるものであり、各年度の3月31日時点での数字です。なお、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表の予定です。</li> </ul>						

## (2) 施策小目標2「戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	昭和館の入館者数（人） （前年度以上／毎年度）	283,386	272,215	315,724	279,151	266,579
達成率		110.1%	96.1%	116.0%	88.4%	95.4%
3	しょうけい館の入館者数（人） （前年度以上／毎年度）	3,356	98,243	103,312	137,714	114,514
達成率		－	2927.4%	105.2%	132.3%	83.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標2は昭和館調べ。</li> <li>・指標3はしょうけい館調べ。なお、しょうけい館は平成18年3月20日に開館したものです。</li> </ul>						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	昭和館特別企画展等の開催回数 （単位：回）	6	7	7	9	9
2	しょうけい館企画展等の開催回数 （単位：回）	－	1	2	4	6
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考統計1は、昭和館調べ。数値には、地方特別企画展、特別上映会、記念イベントが含まれています。</li> <li>・参考統計2は、しょうけい館調べ。数値には、企画上映会、地方特別巡回展が含まれています。</li> </ul>						

## 5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1「戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと」関係

---

別表1－1 「戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務」（事業評価シート）

## 6. 参考

---

### 4（1）関係

- 「戦傷病者及び戦没者遺族等への援護」について  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido03/index.html>
- 「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/08/kekka9.html>

### 4（2）関係

- 昭和館HP  
<http://www.showakan.go.jp/>
- しょうけい館HP  
<http://www.shokeikan.go.jp/>

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること																	
Ⅶ-5-1	社会・援護局援護課(西辻浩)	Ⅶ-5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	Ⅶ-5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと		＜施策中目標に係る指標＞												
					援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	前年度以上/毎年度	71.6% (平成21年4～12月受付分) 【102.4%】										
			施策小目標1 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと		＜施策小目標に係る指標＞												
					援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	前年度以上/毎年度	71.6% (平成21年4～12月受付分) 【102.4%】										
			施策小目標2 戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること														
		昭和館の入館者数	前年度以上/毎年度	266,579人/ 379,151人 (平成21年度) 【95.4%】													
		しょうけい館の入館者数	前年度以上/毎年度	114,514人/ 137,714人 (平成21年度) 【83.2%】													
評価予定表						備考											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	実績	モニ	モニ	モニ	実績		
19	20	21	22	23													
実績	モニ	モニ	モニ	実績													

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-5-1-(1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務	事業開始年度	昭和27年					
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局援護課西辻浩課長							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	戦傷病者戦没者遺族等援護法第7条、第23条等							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項)遺族及び留守家族等援護費 (大事項)遺族及び留守家族等の援護に必要な経費 (目)遺族年金等支給業務庁費、遺族等年金等							
実施方法	■直接実施							
	□業務委託等（委託先等：）							
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）							
	□貸付（貸付先：） □その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金（一時金を含む）並びにその遺族に対する遺族年金（一時金を含む）、遺族給与金又は弔慰金の支給を行います。						
	対象 (誰/何を対象に)	国と雇用又は雇用類似の関係にあった軍人軍属及び準軍属並びにその遺族						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害年金、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金の審査、裁定及び支給を行っています。</li> <li>・ 遺族年金等の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立てに関し、厚生労働大臣に対して意見を述べる援護審査会を運営しています。</li> </ul>						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	31,258 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円	人		
	総計	31,258 百万円		臨時職員他	千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	42,026						
	H19(決算上の不用額)	1,301						
	H20(決算額)	37,852						
	H20(決算上の不用額)	1,787						
	H21(予算(補正込))	35,321						
	H21(決算見込)	33,658						
H22予算	31,258							
平成22年度予算 単位：千円 (補助金の場合は負担割合等も)	(目) 委員手当	1,083	(目) 参考人等旅費	74				
	(目) 委員等旅費	470	(目) 遺族年金等支給業務庁費	45,609				
	(目) 庁費	25	(目) 電子計算機借料	5,408				
	(目) 諸謝金	706	(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	71,627				
	(目) 職員旅費	1,273	(目) 遺族等年金	31,131,940				

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-5-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務		事業開始年度	昭和27年		
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局援護課西辻浩課長					
事業/制度の 必要性	軍人・軍属等、国と雇用又は雇用類似の関係にあった者が、戦争公務等により、死亡又は障害状態になった場合、国が使用者の立場から、「国家補償の精神」に基づき支援する必要があります。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	申請書類の受付、経由、及び裁定に係る調査事務については、都道府県に法定受託事務として委託しています。					
アウトプット	活動実績	【指標】 援護年金受給者数	単位 人	H19年度実績 21,210	H20年度実績 18,985	H21年度実績 16,902
	予算執行率		%	97%	95%	95%
アウトプット	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期) 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合(前年度以上/毎年度)	単位 %	H19年度実績 【達成率】 69.5 【-】	H20年度実績 【達成率】 69.9 【100.6%】	H21年度実績 【達成率】 71.6% (4~12月受付分) 【102.4%】
	事業/制度の 自己評価	平成21年度実績において、71.6%(注)と前年度よりも高い実績となっており、迅速な処理が図られているといえます。 (注)平成21年度の数値については、平成21年度に受け付けた請求のうち、評価可能なもの(平成21年12月までに受付を行ったもの)により算出しています。年度を通しての数値については、平成22年10月を目途に取りまとめ予定です。				
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	受給者が高齢化している現状に鑑み、申請を受け付けたものについて、より迅速な処理を行っていくこととします。				
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額(受給者の減少に伴う自然減)	
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)	昭和27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)制定					